省　令

○**総務省令第百十九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一～七の三　略］ 七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） (1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (2)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［八～十二　略］	（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一～七の三　同上］ 七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［八～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条の二　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。 （希望する識別信号） **第二条の三**　［略］ **別表第二号第２**　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～20　略］ 21　21の欄は、次によること。 ［(1)～(13)　略］	［新設］
	（希望する識別信号） **第二条の三**　［同上］ **別表第二号第２**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～20　同左］ 21　［同左］ ［(1)～(13)　同左］